

【期間および内容】

6か月（平成23年4月～9月利用分）
※9月以前に、状況が変わり被災前と同様の収入が得られるようになった場合は、それまでの期間になります。

【申請方法】

り災証明書などを持参の上、社会福祉課障害福祉班で申請してください。

※書類がそろわないなどですぐに手続きができない場合は、問い合わせてください。支払いを一時猶予することができます。

【申請期限】

利用中のサービスは、平成23年5月31日（火）まで
※新たにサービスの利用を申請する場合は、その際に申し出てください。

㊟ 保育料の減免（市単独）

子育て支援課子育て支援班（☎62-5313）

保育所に入所している児童の居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、保育料を減免しています。

| 被害区分 | 減免の割合 | 減免の期間 |
|------|-------|---------------|
| 全壊 | 全部 | 6か月 |
| 半壊 | 2分の1 | (平成23年4月～9月分) |

※半壊は大規模半壊を含みます。

㊟ 放課後児童クラブの利用料の減免（市単独）

学校教育課学務班（☎55-5724）

児童が居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、利用料を減免します。

* * *

【申請方法】

各学童クラブおよび学校教育課学務班にある申請書に必要事項を記入し、り災証明書を付け

| 被害区分 | 減免の割合 | 減免の期間 |
|------|-------|---------------|
| 全壊 | 全部 | 6か月 |
| 半壊 | 2分の1 | (平成23年4月～9月分) |

※半壊は大規模半壊を含みます。

て申請してください。

【申請期限】 平成23年6月30日（木）

㊟ 児童生徒の就学援助費の助成

学校教育課学務班（☎55-5724）

居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、就学が困難となった児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費などを助成します。

* * *

【申請方法】

小中学校および学校教育課学務班にある申請書に必要事項を記入し、り災証明書を付けて申

| 被害区分 | 減免の割合 | 減免の期間 |
|------|-------|---------------|
| 全壊 | 全部 | 6か月 |
| 半壊 | 2分の1 | (平成23年4月～9月分) |

※半壊は大規模半壊を含みます。

請してください。

【申請期限】

平成23年6月30日（木）

㊟ 子ども医療費助成制度の所得制限の除外

健康管理課庶務企画班（☎63-8766）

住宅に半壊以上の被害を受けた場合は、所得金額にかかわらず、子ども医療費助成制度の対象とします。

* * *

【適用期間】

平成23年4月1日（金）～9月30日（金）

振り込み先の通帳を持参の上、健康管理課庶務企画班で申請してください。

【申請方法】

り災証明書、領収書、子どもの保険証、印鑑、

【申請期限】

平成24年3月30日（金）